

山形市高齢者保健福祉計画 (第9期介護保険事業計画)

令和7年度 各施策の取組状況

1 地域包括支援センターによる支援体制の充実

(1) 地域包括支援センターの充実

取組状況	課題や今後の対応
①日常生活圏域の設定 R3から鈴川地区を独立した圏域とし、東沢地区は第12圏域(第五・第八地区)に移行。 ②地域包括支援センターの適切な人員体制の確保 ○3職種の増員配置 市独自で実施している配置基準を継続。 ○事務職等の配置 令和4年度から全センターに事務職等を配置し、専門職が専門性を活かした業務に注力できる体制を継続した。 ○センター職員の育児短時間勤務制度の利用 育児・介護休業法に基づく短時間勤務職員に加え、令和7年度から労働基準法に基づく短時間勤務職員も「常勤専従職員」として認めることとした。 ○センターの基本委託料の検討 基本委託料の検討を行い、令和7年度から増額した。 ③地域包括支援センター業務の効果的な実施 提出書類の押印の一部廃止やデータ提出を可能とし、事務負担の軽減を図った。また、チラシ・ポスター、市民向け広報物等によりセンターの周知を行った。 ④地域包括支援センターの評価 自己評価や業務ヒアリング、国の評価指標により各センターの運営状況を確認し、課題把握と改善促進を通じて業務の質の向上を図った。 ⑤基幹型地域包括支援センターの役割の充実 機能別部会や困難事例への後方支援を行い、介護サービス事業者連絡会や生活支援コーディネーターと連携した。地域ケア会議の課題集約・共有にも取り組んだ。	①人口動態や地域特性等を注視しながら、適切な圏域設定について検討を続ける。 ②専門職の配置基準や委託料の金額等について検討を続ける。 ③諸手続きのさらなる簡略化や効率化に取り組む。 ④一部の未達成項目について、改善を促していく。 ⑤引き続き、センターの後方支援として取り組んでいく。

1 地域包括支援センターによる支援体制の充実

(2) 地域ケア会議の効果的な実施

取組状況	課題や今後の対応
①個別地域ケア会議 ○地域包括支援センターにおいて、個別ケースに応じて開催(R7:94件) ○地域ケア会議で捉えた課題について、ブロック単位等で共有・協議を行い、基幹型地域包括支援センターの調整により解決につなげるための整理を実施 ②自立支援型地域ケア会議 ○県リーディングアドバイザーと効果的な会議開催に向けた意見交換を実施 ○モニタリングケース(再度の検討ケース)を対象事例とした会議を開催 ○令和8年度から事例についての評価指標の細分化や追加を行うことを決定 ③地域ケア調整会議 ACP普及啓発及び「いっぴぐカード」の活用、担い手養成講座後の活動へつなげるための支援、がん末期の方の迅速な介護保険サービスの利用、自助・共助を進める「避難行動支援制度」、身寄りのない方への退院支援などの課題に対し、地域包括ケアに係る機関の代表者で対応策を協議。地域包括ケア推進協議会や第1層生活支援体制整備事業協議体での共有・協議による全市的な取組につなげた。 ④地域包括ケア推進会議 令和7年度3回開催。施策の進捗状況の評価、全市的な課題等を協議	①基幹型地域包括支援センターとともに、課題の整理及び解決方策の具体化を検討 ②自立支援に向けたリハビリテーション、社会参加等の住民への普及啓発や医療・介護関係者の一層の理解促進が実用。会議開催効果の拡大に向けた関係機関の理解促進など、諸検討が必要 ③複合化・複雑化した課題について、「福祉まるごと会議」等の各種会議と連動した重層的な協議体制の強化が必要 行政と医療機関の連携及び対応マニュアルの作成等の課題について引き続き協議を検討

1 地域包括支援センターによる支援体制の充実

(3) 介護者支援

取組状況	課題や今後の対応
①地域包括支援センター等による相談支援 ○高齢者等本人の他、家族等の仕事と介護の両立についてなど、世帯支援に関わる相談に対応(R7:274件) ○一部圏域で、仕事と介護の両立をテーマとしたアンケート調査を利用者家族へ実施し、地域の関係者と共有した。 ②家族介護者支援の推進 仕事と介護の両立についての相談をより実効的に把握することを目的とし、地域包括支援センターに加え居宅介護支援事業所からも、相談件数の調査を行った。 ・家族介護者交流会の実施 場所:「道の駅蔵王」 ・介護者同士の交流、食事会、相談コーナーを開設。合計28名が参加 ・家族介護者へ介護者激励金を支給(支給人数433人) ・紙おむつ支給事業(支給人数494人(支給一時休止含む)) ・おかえり・見守り事前登録(R8.3.31 登録者数299人) ・介護マークの配布・周知 ・位置情報システム(GPS)導入支援事業 おかえり見守り事前登録事業の登録者のご家族等が、GPSを導入する際の初期費用に対し、補助金を交付(令和7年度1件)	①仕事と介護の両立に関する厚生労働省の資料を情報提供し、センター及び居宅等にて、地域住民より相談があった際には仕事と介護の両立に向けた相談に対応した。また、山形労働局の協力を得て介護離職防止に向けた経営者及び従業員向けのチラシを作成し、市商工会議所を通じて経営者へ配付すると共に、センターを通じて周知を図った。 ②紙おむつ支給上限額及び支給条件(在宅もしくは入院、税額等)の見直しを検討。 GPS導入の件数が見込より少ないため、ご家族や関係機関への更なる周知を図るとともに、改めて市民のニーズを把握する調査が必要。

(4) 重層的な支援体制の構築

取組状況	課題や今後の対応
①「我が事・丸ごと地域づくり推進事業」の実施 ・地域住民が地域生活課題を自らの課題として主体的に捉え、解決を試みることができる体制を構築するため、集会所等を活用し、地域住民等が相互に交流を図ることができる活動拠点を設置した。 ②重層的支援体制整備事業の実施 ・各相談機関では解決できない複雑化・複合化した福祉課題や制度の狭間にある課題に対応するため、多機関協働事業を担当する多機関コーディネーターと、主に参加支援事業及びアウトリーチ等を通じた継続的支援事業を担当する福祉まるごと相談員を配置し、相談者等が包括的な支援を受けることができるよう、多機関・多分野の相談支援機関等との横の連携体制を構築した。	①②関係機関や地域とのさらなる重層的な連携体制の構築に向け事業を推進していく。

2 介護予防・生活支援・地域づくりの推進

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

取組状況	課題や今後の対応
①介護予防・生活支援サービス事業 【訪問型・通所型サービス】 ・通所型は「元気あっぷ教室」(通所型・訪問型サービスC)からの利用を基本とし、利用者の身体機能や意欲の改善後に、住民主体の通いの場や老人クラブ活動、就労的活動などにつなげることを目指す「介護予防モデル再構築事業」を令和4年度より継続実施。特に令和7年度は、地域包括支援センターや元気あっぷ教室事業所などの関係機関と意見交換や対話を重ねながら、規範的統合を図るための研修会を3回開催した。 ・次期計画に向け、元気あっぷ教室を中心とした事業・サービス類型の構成や内容を検討した。 ②一般介護予防事業 【地域介護予防活動支援事業】 ・「住民主体の通いの場」の立ち上げ・継続支援として、リハビリテーション専門職による体力測定や介護予防に関する講師派遣を実施した。 【介護予防普及啓発事業】 ・地区サロン等への講師派遣による介護予防講座、市歯科医師会への委託によるお口若がえり講座、県作業療法士会への委託によるいきいき生活運動講座を継続実施した。 ・「聴こえくつきり事業」を地域展開し、地域包括支援センターとの協働による聴こえのフレイルの普及啓発、早期発見の事業を拡大実施、社会参加の促進や介護予防、認知症予防を図った。(「耳からの健康講座」8回／289名、聴こえのチェック160名、補聴器相談医からの紹介による事業参加149名) ③高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施 ・KDB(国保データベース)システムを活用したデータ分析を行い、その結果をもとに、疾病予防(糖尿病など)やフレイル予防を目的とした健康教育を通いの場や介護予防講座において実施した。	①自立支援や介護予防・重度化防止の実現に向け、関係者の規範的統合が重要であるため、今後も規範的統合研修会の継続実施が必要。 元気あっぷ教室をはじめとする各サービスの役割と対象者像を明確化し、適切なサービス利用につなげるため関係者間で共有を図ることが必要。 サービス利用後の地域活動への参加など、利用者のセルフマネジメント(自己選択・自己決定)を関係機関が連携して支援することが必要。 ②「住民主体の通いの場」の参加者数の増加に向けた周知を継続。 ③KDBシステムデータの有効活用による疾病予防とフレイル予防の啓発を継続。

2 介護予防・生活支援・地域づくりの推進

(2) 生活支援体制整備事業の推進

取組状況	課題や今後の対応
①生活支援コーディネーター ○第1層生活支援コーディネーター(以下SC)を1名、14圏域の内担当地区数の多い第1圏域及び第7圏域を2人体制とする第2層SCを16名配置 ○社会資源集「山形市生活お役立ちガイドブック」の更新・発行、社会資源の見える化システム「山形市生活お役立ちガイドブックナビ(愛称:べんりだず)」の構築・運用 ○訪問型サービスA従事者及び関心のある方へ「生活支援の担い手養成」を開催(R7:3回(22人参加)) ②生活支援の体制整備に向けた協議隊 ○見守りをテーマとした第1層協議体を開催し、高齢者等の自宅を訪問する民間事業者と、警察、行政の協働による、地域における見守り体制を推進 ○地域包括支援センターのネットワーク連絡会や地域福祉推進会議など、地区関係者を含む多様な主体が参画する既存の会議を活用し、地域のニーズや資源の把握、資源の創出等について協議	①地域ニーズや地域活動の見える化に向けた取組を一層強化 進捗状況の把握や自己評価等を行い、PDCAサイクルに沿った取組を実施。より実践的につながる講座内容等の検討 ②SC等の活動を通して、既存会議体の活用を含め、地域資源や地域ニーズを踏まえた多様な関係者による協議の場の創出を検討

(3) ケアマネジメントの質の向上

取組状況	課題や今後の対応
○ケアマネジメントに関する基本方針の見直し ○基幹型地域包括支援センターが中心となり、介護サービス事業所連絡会の開催を支援 ○居宅介護支援事業所等研修会を通し、ケアマネジャーの資質向上を支援(R7:5回) (総合事業の見直しに係る、全事業所対象のオンライン研修を含む) ○機能別部会における、ケアマネジメント事例集の作成	自立支援に資するケアマネジメントの定着に向け、研修の充実と事例集活用 の推進

2 介護予防・生活支援・地域づくりの推進

(4) インフォーマルサービスの充実と支援のマッチング

取組状況	課題や今後の対応
①地域におけるインフォーマルサービス ○生活支援コーディネーター(以下「SC」という。)や地域包括支援センターが把握したインフォーマルサービス(民間を含む)など地域資源情報を発信。 ○地域のニーズに合わせた担い手養成講座の修了生の活動の本格化に向け、SCが伴走支援を行った結果、修了生が運営する地域の居場所が立ち上がった。 ②山形市が実施する介護保険外サービス ○在宅介護支援住宅改修補助事業(在宅のバリアフリー化への改修の補助) ○緊急通報システム事業(自宅での緊急事態時の通報支援・安否確認) ○高齢者移送サービス事業(ねたきり高齢者へのリフト付車両ストレッチャー装着車両の利用支援) ○老人一時入所事業(あたご荘への一時的な入所) ○「愛の一声運動」ヤクルト配布事業(ヤクルト配布による見守り・声かけ) ○高齢者及び障がい者雪かき等支援事業(高齢者宅の通路確保程度の雪かき支援) ○高齢者鍼灸マッサージ等施術費助成制度(鍼灸マッサージ利用への補助) ○紙おむつ支給事業(ねたきり状態又は重度の認知症高齢者の家族への紙おむつの支給) ○訪問理美容サービス事業(在宅高齢者への理美容サービス利用の補助) ○認知症おでかけ・あんしん事業(おかえり・見守り事前登録、GPS導入費用の補助) ○高齢者外出支援事業(高齢者のバス利用への支援) ○運転免許証自主返納者タクシー券交付事業(運転免許証返納者へのタクシー券の交付) ○福祉連絡カードの設置(緊急時に必要な情報等の把握) ○地域支え合いボランティア活動支援事業(住民主体のボランティア活動の経費補助) ○高齢者移動支援サービス事業(高齢者のタクシー移動を支援する団体への経費補助) ③インフォーマル支援や地域資源の見える化の推進 「山形市生活お役立ちガイドブックナビ(愛称:べんりだず)」の周知	①サポーター養成講座の修了生へのSC・センターによる受講後の伴走支援の在り方、手法を検討 ②効果的な周知を継続 現在の緊急通報システム事業は、固定電話回線が必要となるが、詐欺被害防犯の意識の高まり等により、高齢者世帯においても固定電話を設置しない世帯が増加しているため、固定電話回線の有無にかかわらず、当該事業を利用できるよう見直しを行う。 ③生活お役立ちガイドブックナビの充実と市民周知の強化

2 介護予防・生活支援・地域づくりの推進

(5) 社会参加・健康づくりの推進

取組状況	課題や今後の対応
①社会参加の推進 ・シルバー人材センターへの支援(運営補助) ・老人クラブ連合会、単位老人クラブへの支援(運営補助、老人クラブ大学の支援、健康と仲間づくりを支援する事業の委託) ・有償ボランティアと介護施設とのマッチング事業を実施する団体へ、小規模法人ネットワークによる連携協働推進事業を活用して支援 ②健康づくりの推進 ・「SUKSK(スクスク)生活」、「山形市健康プラン2035」の取組を関係各課と連携し推進した。 ・足の健康など、幅広い講座を開催した。	①有償ボランティアのマッチングについては、介護現場にとどまらず、医療現場や地域の人材不足の解消に寄与できるよう横展開していく。さらに、ひと休みびと(ひきこもりの状態にある方)のチャレンジ就労の場としても活用されるよう模索していく。 老人クラブ活動活性化に向けた現状とニーズ把握、クラブ関係者との意見交換の場等が必要 ②引き続き、SUKSKポイントの付与など、関係部署で連携しながら取組を推進した。

3 医療と介護の連携推進

(1)在宅医療・介護連携推進事業の推進

取組状況	課題や今後の対応
①現状分析・課題抽出・施策立案 ○ニーズ調査や住民懇談会などから課題を把握し、人生会議・在宅療養の普及啓発に向け、在宅医療・介護連携室運営会議において在宅療養を担う医師等と意見交換を行った。 ○「山形市入退院支援フロー(地域版)」の活用や連携状況について関係者より調査を行い、必要な見直しや今後の取組について検討した。 ②対応策の実施 ○市医師会委託により、在宅医療・介護連携室「ポピー」を設置。介護保険や医療の知識を有する看護師、ソーシャルワーカーを2名配置。(相談件数 R7年度:110件) ○地区サロンや地域住民の研修会等へ出向き、出張勉強会等を実施。(R7年度:14回) ○情報共有支援システム「ポピーねっとやまがた」の導入と普及を継続実施 ○多職種を対象とした、医療・介護的知識の向上や意思決定支援、連携促進に向けた研修や介護事業所、在宅療養事例集の周知を実施した。(R7年度:8回) ○人生会議(ACP)の普及啓発について、令和3年度に作成した動画や、気軽に話し合いを行うことができるツール(いっぴぐカード)などを活用し、ポピーや地域包括支援センター及び生活支援コーディネーターにて住民啓発を行った。	①引き続き情報発信を図ると共に、在宅医療・介護連携に関する課題把握を行う。 ②高齢化や病床機能分化が進む中、在宅療養の普及、多機関連携によるチーム支援体制(看取りや認知症への対応を含む)を構築するため、連携の必要性や意思決定支援などをテーマに研修等を継続的に実施する必要がある。 人生会議や在宅療養に効果的なサービス等の本人や支援者への普及啓発のため、ポピーを中心にセンターやSC、おれんじサポートチーム等と連携し、いっぴぐカードなどを活用しながら引き続きわかりやすい周知を行う。

4 認知症施策の総合的な推進

(1)普及啓発・本人発信支援

取組状況	課題や今後の対応
①認知症に関する理解促進 ○認知症サポーター養成講座(48回、1,570人受講) ○講座受講者アンケートで、受講後のサポーターとしての活動意向を確認(令和7年度末で1,437人に活動意向有り) ○「認知症サポーターステップアップ講座」を3回実施。 ○小中学生を対象とした認知症サポーター養成講座の開催増加に向け、学校教育課、校長会と連携し、次年度以降経年的に開催できることとなった。 ②相談先の周知 迅速で正確に必要な情報が得られるよう作成した認知症サポートブック(ケアパス)を市ホームページに掲載。 ③本人発信支援 認知症の方ご本人が参加される認知症カフェ等に、認知症地域支援推進員とともに参加。認知症カフェの開催を支援。	①企業や小中学生を対象とした認知症サポーター養成講座の開催増加に向け、周知拡大や教育機関との連携を継続 また、チームオレンジの立ち上げ促進のため、認知症サポーター養成講座とステップアップ講座を継続実施し、認知症地域支援推進員を中心に立ち上げ支援を実施 ②認知症サポートブックの内容充実と住民、医療機関等への周知拡大を検討 ③本人発信、本人同士が語り合う場について、認知症地域支援推進員や地域包括支援センター等と連携しながら検討

(2)予防

取組状況	課題や今後の対応
①認知症予防に資する活動の周知や相談支援 認知症カフェ・通いの場等の場を活用して認知症予防に資する活動の周知や相談支援を実施した。	①認知症医療ネットワークによる早期受診、センターやおれんじサポートチームによる認知症予防教室の開催、相談支援等を引き続き推進していく。 社会参加による介護予防・認知症予防に向け、「聴こえくつきり事業」の継続と事項効果の検証

4 認知症施策の総合的な推進

(3)医療・ケア・介護サービス・介護者への支援

取組状況	課題や今後の対応
①地域のネットワークの構築(早期発見・早期対応) 認知症サポートブックについて、認知症予防教室での活用や地域関係機関への配付をとおり、認知症に関する理解促進に取り組んだ。 ②医療・介護サービス体制の整備 令和5年度に、山形市医師会・山形大学医学部と連携し、認知症医療に係るネットワーク構築に向け、適切な診断・治療を実現するネットワーク整備を進める一環として、専門医療機関のリストや認知症診断の流れをまとめたガイドブックを作成した。同ガイドブックの掲載内容の更新及び認知症診療のための連携について課題・問題点等を把握し、検証するためのアンケートを実施した。 ③認知症カフェの推進 認知症地域支援推進員が各認知症カフェの状況を把握し、立ち上げや継続の支援を行った。新型コロナウイルス感染症により中断していたカフェの再開支援を行った。 ④介護者への支援(再掲のため略 2.(3)介護者支援)	①地域の関係者、医療機関、介護事業所等に対し、認知症サポートブックを活用しながら、早期発見早期対応に向けた理解促進を図る。 ②認知症医療連携ネットワークの構築に向け、引き続き現状と課題把握を行い、ガイドブックのブラッシュアップや活用促進、さらに医療介護連携の促進を図っていく。 ③引き続き、認知症地域支援推進員が認知症カフェの状況を把握しながら、立ち上げ・継続に向け必要な支援を進めていく。

4 認知症施策の総合的な推進

(4) 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援

取組状況	課題や今後の対応
①チームオレンジの構築に向けた取組の推進 チームオレンジとなりうる地域の取り組みについて、おれんじサポートチーム、地域包括支援センター、SCが連携し支援していく。 ②見守り体制や検索ネットワークの構築 認知症の方を含む高齢者等の自宅を訪問する民間事業者と、警察、行政の協働による、地域における見守り体制を推進した。 ③地域における支え合いの推進 認知症サポーター養成講座修了者で受講希望のあった方を対象に「ステップアップ講座」を3回開催した。また、認知症について考える市民セミナーにおいて市民向けにチームオレンジの取組について紹介した。 ・愛の一声運動(ヤクルト配布)を継続実施(151人)、おかえり・見守り事前登録により山形警察署等と徘徊者の情報を共有 (R8.3.31登録者数299人) ・位置情報システム(GPS)導入支援事業(令和7年度1件) ・介護マークの周知・普及 ④権利擁護の取組の推進(再掲のため略 7(1)成年後見制度の利用促進) ⑤若年性認知症の人への支援 ○県「さくらんぼカフェ」で開催している若年性認知症を対象としたカフェ「なのはな」におれんじサポートチームの認知症地域支援推進員が参加し、若年性認知症コーディネーターとの連携体制を構築した。 ○地域包括支援センター、SC、おれんじサポートチーム、市で認知症診断後の支援についての研修会を実施し、グループワークを行い、若年性認知症の理解と支援を深めた。	①チームオレンジについて地域に周知していく。 ②協力事業者を拡大し、地域における見守りの目を増やすとともに、市民への周知を強化することで、見守られる側の意識醸成を図る。 ③チームオレンジコーディネーターの配置等、必要な体制整備を検討。 チームオレンジモデル拠点について活動定着支援を行うとともに、新たなチーム立ち上げのための「ステップアップ講座」のあり方を検討。 介護マークの理解・周知が不十分であるため、更なる周知等が必要。 ⑤若年性認知症に関する現状やニーズ把握を行いながら、周知啓発等の必要な支援を検討する。 引き続き、「さくらんぼカフェ」や「なのはな」への参加を通し、県若年性認知症コーディネーターと認知症地域支援推進員が連携していく。

5 介護現場の革新

(1) 介護人材の確保・定着

取組状況	課題や今後の対応
①介護の魅力発信 介護の職業体験イベント「介護のおしごとひろば」の開催(8/10) 介護に限らず認知症や障がい福祉に関するブースを設け、主に小中高生を対象として、介護ロボットの体験・展示、認知症カフェの開催、障がい者就労施設等バザーの開催、介護等に関するチラシコーナーの設置などを行った。 ②外国人材の受入環境整備 山形市住宅確保要配慮者居住支援協議会の開催 年2回 ③高齢者の雇用促進 担い手養成研修(訪問A従事者及び支え合いによる生活支援の担い手養成)の開催(R7:3回(22人参加)) ・シルバー人材センター等関係団体と連携し、就労意欲がある高齢者に対して、介護現場への就労を促進した。 ④若年者の雇用促進 ・介護等人材確保推進協議会でハローワークや学校関係者と情報共有を行った。 ・学校における認知症サポーター養成講座の開催 ⑤潜在介護福祉士等の復職支援 介護等人材確保推進協議会で県福祉人材センターとの連携による介護の有資格者届出制度の周知を行った。 ⑥ハラスメント対策 ハラスメント対策研修の実施 アーカイブ配信の実施、また出前講座を1回実施し、山形市ハラスメントマニュアルの周知や活用支援を行った。	①さらなる参加者の増加に向け、引き続き将来の介護人材のなり手をターゲットにしたイベントを開催する。 ②外国人を含む住宅確保要配慮者についての協議を継続し介護現場への外国人材の確保を促進する。 ③関係団体と連携し、高齢者の就労促進や有償ボランティアのマッチングを推進する。 担い手養成研修・講座を体系化し、地域ニーズに応じた内容へ見直す。 生活支援コーディネーター等によるニーズ把握を強化するとともに、実践的な研修を実施し、地域活動の担い手確保・育成を図る。 ④引き続き関係団体と連携し、若年者の雇用促進を図る。 ⑤引き続き関係団体と連携し、潜在介護福祉士等の復職支援を図る。 ⑥引き続きハラスメント対策研修を実施し、ハラスメントを理由とする離職者の減少を図る。

5 介護現場の革新

(2)生産性の向上による業務の効率化・質の向上

取組状況	課題や今後の対応
①業務改善、ロボット・ICTの活用 介護現場での課題等を他の事業所と共有、相談し合うことで生産性向上につなげる取り組みとして、生産性向上コミュニティの運営・対話会を実施した。また、モデル事業として他業界への横展開をテーマに専門のアドバイザーが障がい福祉サービス事業所に対して業務改善や職場環境の改善の伴走支援を行った。 ②文書負担軽減に向けた取組 電子申請・届出システムによる申請・受理の拡大、利用促進を図るためチラシを作成し、市ホームページ及び集団指導において周知した。 ③小規模事業所間の連携推進 事業所間の連携を行い、地域貢献事業や介護人材の確保等の取組みを行う団体に対し、国の補助金を活用し支援を実施した。	①生産性向上の取組みを実施していない事業所に対するセミナー開催等による普及啓発を行う。 ②文書負担軽減に向けた取組 ・介護職員の事務負担を軽減することで、利用者に直接向き合える時間を増やし、介護サービスの質の確保を図る。 ・令和8年度より介護サービス事業者等が市に対して行う指定の申請や変更の届出等は、電子申請・届出システムによる提出が原則となるため、市ホームページや集団指導等において、事業所へ当該システムの利用促進を周知する。 ③引き続き小規模事業所間の連携推進事業を行う団体に対し支援を行う。

(3)安全性の確保及びリスクマネジメントの推進

取組状況	課題や今後の対応
○運営指導において、事故発生防止のための指針の整備、委員会の開催及び研修の実施状況を確認し、必要な指導や助言を行った。 ○国が示している事故報告書様式により、事業所から報告された事故情報を集約・分析するとともに、集団指導等において、介護サービス事業所等にフィードバックし、事故の発生又は再発の防止に向けた取組を行った。	運営指導や集団指導において、介護現場における事故発生の防止とリスクマネジメントの推進を支援する。

6 介護サービスの基盤整備と高齢者向け住まいの確保

(1)介護サービス・高齢者向け住まいの整備・管理等

取組状況	課題や今後の対応
①施設・居住系サービス 認知症対応型共同生活介護(グループホーム1事業所18床)の整備補助を実施。 ②居宅サービス 定期巡回・随時対応型訪問介護の整備補助を実施。 ③高齢者向け住まい 山形市住宅確保要配慮者居住支援協議会の開催 年2回	①令和8年2月開設 ②令和8年4月開設 ③居住支援協議会において、引き続き 高齢者を含む住宅確保要配慮者の住 まいの確保に向けた協議を行う。

6 介護サービスの基盤整備と高齢者向け住まいの確保

(2)介護サービス・高齢者向け住まいの質の向上

取組状況	課題や今後の対応
①介護サービス事業者への適切な指導・監督 ○運営指導において、事業所が抱える課題を把握し、集団指導において、その解決やスキル向上のための支援を行う。また、必要に応じて監査を実施した。 ・運営指導 142件、監査 4件 指導事項：人員基準、設備基準、運営基準、報酬の請求状況等 ・集団指導 R8.3.19～R8.4.30実施 440事業所 参加率77.0% 内容：高齢者施設における虐待の未然防止、運営指導の指摘事項等、事故報告、介護職員等処遇改善加算に係る計画書 ○加算の取得につながる各種研修の受講を案内した。 ・認知症介護各種研修 等 ②高齢者向け住まいの適切な指導・監督 ・立入検査(有料老人ホーム 12件 サービス付き高齢者向け住宅 12件)・随時検査 1件 ③医療ニーズへの対応力の向上 在宅医療・介護連携推進事業において、多職種を対象とした、医療・介護的知識の向上や意思決定支援、連携促進に向けた研修や在宅療養事例集の周知を実施した。(R7年度：8回) ④介護サービス相談員の積極的活用 ・介護サービス相談員14人体制(令和7年度1名を新規採用)で、63施設に例年は訪問活動を実施。コロナ禍には訪問活動を停止していたが、令和4年度から徐々に再開に試み、令和5年度には全体の半数以上の施設で施設職員との面談や巡回、利用者面談等を再開した。 ・事業者側の状況を聞き取り、事業者の意向に沿った形で活動を進めた。また、今年度も事業者との意見交換会を実施した。 ⑤事業者における情報交換等の自主的な取組の推進 (再掲のため略 1.(1)⑤基幹型地域包括支援センターの役割の充実)	①介護サービス事業者への適切な指導・監督：運営指導及び監査、集団指導により運営基準等に基づく適切なサービスの提供を確保するとともに、介護サービスの質の向上のための支援を行う。 ②高齢者向け住まいの適切な指導・監督・適正な運営がなされるよう定期及び随時検査を行い、必要な助言や指導を行う。 ・高齢者の自立支援・重度化防止に向けて適正なサービス利用が確保されるよう、介護保険の外部サービスの利用状況を確認する取組を強化する。 ③看取りや認知症への対応を含む多機関連携による支援体制の構築に向け、連携や意思決定支援に関する研修を継続する。 県や職能団体と連携して医療的ケア等の研修活用を促進するとともに、介護事業所と医療機関の連携を支援する。 ④未訪問施設への訪問依頼を継続して行っていく。

6 介護サービスの基盤整備と高齢者向け住まいの確保

(2)介護サービス・高齢者向け住まいの質の向上

取組状況	課題や今後の対応
⑥障がい福祉サービスと介護サービスの連携推進 65歳到達時の対応について障がい福祉課と確認し、包括へのヒアリングで把握した課題をセンター長会議で共有した。 ⑦サービス情報の提供 普及啓発チラシ、しおり等を活用し、介護保険制度や各種サービスの情報提供を行った。また、関係者間の認識平準化を図るため、がん末期の方への対応フローチャートを作成した。	⑥65歳到達時の円滑な移行に向け、障がい福祉課と連携し、関係機関向け研修や情報共有の機会を検討する。 ⑦普及啓発チラシやしおりの配布・情報提供を継続し、高齢者への周知を推進する。 フローチャートの運用状況を関係機関等と共有し、必要に応じて見直しを行う。

(3)山形市設置施設(公の施設)等における介護サービス提供体制のあり方検討

取組状況	課題や今後の対応
○デイサービスセンターの廃止 市有施設として通所介護サービス継続の必要性を検討し、利用者の調整等を図ったうえで、旧漆山デイサービスセンターについては令和6年6月市議会定例会にて山形市デイサービスセンター条例の一部改正を行い、同年6月30日をもって廃止。 旧銅町デイサービスセンターについては、令和7年3月市議会定例会にて同条例の一部改正を行い、同年3月31日をもって廃止。	施設の充足状況や将来見通しを踏まえて継続検討。

7 権利擁護の推進

(1)成年後見制度の利用促進

取組状況	課題や今後の対応
①地域連携ネットワークの強化 関係機関で構成する「成年後見推進協議会」を開催(R7:2回) ②周知・広報 ・パンフレット・後見センターだよりの配布による制度周知。 ・出前講座による制度等の周知(R7:14回) ・市民向け「後見制度セミナー」の開催 (9/30開催。制度の活用方法及び個別相談。参加者30名。) ③相談対応 ・「介護保険と高齢者保健福祉のしおり」へ相談窓口掲載 (R7年度後見センターにおける相談対応数:665件) ④成年後見制度利用促進 ・成年後見市長申立(R7:41件) ・後見人等報酬助成:R7:61件(うち親族申立案件0件)) ・受任者調整会議(ケース方針調整会議)を月に一度開催。 ⑤後見人支援の推進 ・弁護士等専門家より助言を得る「専門職派遣事業」(R7:0件) ・市長申立案件に関し、後見人等選任後に「後見支援チーム会議」を開催し、関係者の連携体制を確認(R7:34回)	・身寄りのない高齢者等、対応困難事案の増加、後見人選定までの生活支援の複雑多様化等に対し、後見人及び被後見人を複数の関係者で、適切な役割分担を行って支援する「チーム支援」を強化する必要がある。 ・制度利用に関して、SNS等を活用した多様な制度周知 ・民生委員や福祉協力員等の地域関係者、事業所等への更なる周知及び連携。 ・市長申立の増加に伴い、専門職受任者の不足が見込まれることを見据えた、市民後見人受任拡大。 ※市民後見人養成は、R6より山形県事業として実施しており、市は、修了者の受け入れを行っている(R7に6人を名簿登録)。 ※直接受任に加え、専門職から市民後見人へのリレー受任の増加について検討。

7 権利擁護の推進

(2)高齢者虐待の防止

取組状況	課題や今後の対応
①広報・普及啓発 ・「介護保険と高齢者保健福祉のしおり」へ相談窓口掲載。 ・地域包括支援センターによる各地区への周知。 ・権利擁護セミナー(R8/2/12開催・参加者139人(オンライン等) 「虐待者にならない・させないために ～高齢者虐待を防ぐには～」。 ②多機関によるネットワーク構築・連携体制の整備 ・「虐待防止連絡協議会」における関係機関との情報共有(R7/8/28開催) ・高齢者虐待対応多機関連携ワーキンググループ 複雑化した課題を抱える高齢者虐待案件に多機関が連携して対応するために組織化。定期的に会議を開催し、取り組みを協議しており、アンケート調査による実態把握、ケアマネジャー等対象研修会を実施した。 R7年度は、「11/18にJR山形駅にて、子ども・障がい等の関係部署と合同での周知啓発活動」「県リーフレットや市チラシの関係機関への周知など、効果的な周知啓発方法の検討」を行った。 ③相談・支援 ・「高齢者虐待防止ハンドブック」を通じた対応体制構築 地域包括支援センター権利擁護部会において、虐待事例の検討を行い、対応の共通認識の醸成とともに、養護者支援を含めた、職員の相談対応向上を図った。	高齢者虐待未然防止・事案対応体制「早期発見・早期対応」の再構築に向け、引き続きワーキンググループ活動を行い、下記の取り組みを推進する。 ・虐待通報及び相談のハードルを下げるための地域住民への効果的な周知啓発方法の検討 ・民生委員及び福祉協力員への周知拡大、各事業所等への周知拡大。 ・庁内関係部署との虐待防止事業(周知啓発)連携の検討。 ・ケアマネジャー対象のアンケートを再度実施し、現状と課題の把握、これまでの取り組みの効果検証を行い、今後の取組を検討する。

8 安全・安心な暮らしができる環境づくり

(1)移動手段の確保

取組状況	課題や今後の対応
①路線バス、コミュニティバスの利用促進 山形市シルバー3か月定期券の交付を進め、高齢者の外出を支援 コミュニティバスを含む公共交通等の各種取組について、公共交通部門と福祉部門が連携し周知。 ②高齢者外出支援事業、運転免許証自主返納者タクシー券交付事業の推進 ・高齢者外出支援事業 定期券発行人数3,740人 ・運転免許証自主返納者タクシー券交付人数904人 ③地域住民による移動支援の推進 住民主体の団体に、移動支援活動の立ち上げ及び運営経費を補助 ④社会福祉法人による移動支援の推進 生活お役立ちガイドブックを通して、施設による移動支援等を周知した。 ⑤高齢者移送サービス事業、福祉有償運送の推進 高齢者移送サービスを継続実施 交付件数193件、利用回数702回 ・令和7年度移送事業者に2事業者を追加。計15事業者となった。 ・公共交通会議や、市の施策との連携による福祉有償運送事業の課題を検討 ⑥高齢者移動支援サービス事業の推進 既存の民間タクシー等への同乗をコーディネートする事業について、住民の協力を得て、2地区(出羽、蔵王地区)で実施。 ⑦安全性の向上に向けたバリアフリー化等の推進	①関係機関と連携しながら、市民がわかりやすく公共交通機関を利用できるよう、施策検討や周知を強化していく。 ②他の移動支援施策や他分野と連動した周知などを検討していく。 ③移動支援を行う地域支え合いボランティア活動等に対し、引き続き効果的な支援となるよう補助を行っていく。 ④第2層SC等と連携しながら、地域のニーズと法人による支援のマッチングを検討していく。 ⑤福祉有償運送の実施や、新たな担い手の確保等について引き続き検討を続けていく。 ⑥他地区への横展開及び効果的な補助となるよう周知・広報を行っていく。

8 安全・安心な暮らしができる環境づくり

(2)見守り・声かけの推進

取組状況	課題や今後の対応
○高齢者等見守りネットワーク 協力事業者としてR7にさらに1社参画した。(R7:27社) 令和8年3月に第1層協議体として「見守りネットワーク連絡会」を開催。協力事業者や支援事業者に加え、消防本部や市立病院済生館、個別ケースに係る庁内関係課にも参加を依頼し、庁内外で重層的に見守りが機能するよう、連携を図った。 ○愛の一声運動の実施継続 (R8.3.31 登録者151人) ○緊急通報システム事業の実施継続 (R8.3.31 登録者185人) ○おかえり・見守り事前登録事業の実施継続 (R8.3.31 登録者299人)	引き続き事業を実施し、多方面からの見守りや声かけが行われるよう関係機関と連携する。 協力事業者や関係機関の対象を拡大するなど、地域の中で重層的な見守りが実効性を持って機能するよう、引き続き検討していく。

8 安全・安心な暮らしができる環境づくり

(3)防災対策の推進

取組状況	課題や今後の対応
①地域の防災ネットワークの構築 各地域包括支援センターネットワーク連絡会等で、防災をテーマに協議し、避難行動支援制度の周知、連携体制の構築を図ったほか、居宅介護支援事業所等研修会で介護支援専門員等を対象に研修会を開催し、連携体制に関する意識を醸成した。 ②山形市避難行動支援制度 在宅の要介護3以上の高齢者について、居宅介護支援事業所等へ委託して個別避難計画作成を行った。 地域に出向き、制度の説明し、理解促進を図った。 ③高齢者の避難体制の確保 定期的に、避難支援関係者へ要支援者名簿を提供した。 福祉避難所受入想定訓練や福祉避難所開設訓練を行った。 ④介護サービス事業所等における災害対策の推進 ○避難計画や業務継続計画の策定、研修及び訓練実施について指導した。 ○追加指定された洪水浸水想定区域に所在する入所・通所系事業所の避難確保計画の策定及び訓練の実施について指導した。 ○非常用自家発電設備等、水害対策に伴う改修への支援を実施した。	①地区防災計画、福祉マップ等を活用して地域における連携体制を構築する。 ②引き続き、避難行動支援対象者の見直しを検討する。また、居宅介護支援事業所への委託による個別避難計画の作成を継続するとともに直営での作成や支援体制を構築する。 ③福祉避難所に関しては引き続き開設訓練等をととして施設等との連携の充実を図る。 ④介護サービス事業所等における災害対策の推進 ・運営指導において、避難計画や業務継続計画の策定、研修及び訓練実施について指導し、利用者の避難体制を確保する。 ・令和6年6月に追加指定された洪水浸水想定区域に所在する入所系及び通所系事業所の避難確保計画の策定及び訓練の実施を指導する。 ・小規模特別養護老人ホーム他、5事業所の自活発電設備について補助(令和8年度へ繰越)

(4)感染症対策と継続的なサービス提供

取組状況	課題や今後の対応
①感染防止対策の徹底と正しい知識の普及・啓発 ○運営指導及び集団指導において、基本的な感染症防止対策の徹底を指導した。 ○市保健所と連携した研修会の開催による感染症予防と正しい知識の普及・啓発に努めた。 ・実施内容「高齢者施設及び障がい者施設における感染症対策」 ・講師 山形市保健所副所長 ②感染症発生時の対応 ○事業所における感染状況の情報収集、市保健所と連携した支援に取り組んだ。 ○業務継続計画策定における平時の備え、初動体制、感染拡大防止体制の確立を指導した。	①運営指導及び集団指導において、感染症防止対策の徹底を指導するとともに、市保健所と連携した研修会を開催し、感染症予防と正しい知識の普及・啓発を継続する。 ②必要なサービスが継続して提供できるよう、実効性のある業務継続計画の策定等を指導する。

1 要介護認定体制の確保

(1) 認定調査

取組状況	課題や今後の対応
①認定調査を遅滞なく実施するため、居宅介護支援事業所等への認定調査の委託をさらに拡充し、調査体制の強化を図った。 【認定調査委託率】 ○変更申請:令和7年度 93.7% 令和6年度 87.0% ○更新申請:令和7年度 97.5% 令和6年度 97.9% ②認定調査の統一性及び正確性を確保するため、委託した認定調査の全件点検を実施し、必要に応じて認定調査員に調査内容の整合性などについて確認や指導を行った。 ○全件点検実施件数:令和7年度 5,580件 令和6年度 4,678件 ③認定調査の質の向上を図るため、認定調査員に対し、山形市主催による参集型の研修会を実施した。参加者数:令和7年度 123名	①認定調査を遅滞なく実施するため、引き続き居宅介護支援事業所等への委託を進める。 ②適切に認定調査が行われるよう、委託した認定調査の全件点検を引き続き実施していく。 ③山形県が主催する認定調査員に対する研修会(隔年実施)等の周知・参加勧奨を行っていく。

(2) 介護認定審査会

取組状況	課題や今後の対応
①申請者の心身状態に応じて、各委員が専門性を発揮できるよう、学識経験者を各合議体に適切に配置した。認定審査会313回 審査件数 9,231件 ②国の通知に基づき、状態が安定している等の条件に該当する対象者の更新について、介護認定審査会の判定手続きを簡素化して実施した。実施件数1,015件 ③介護情報基盤との連携開始に向け、業務効率化や日程調整等の事務負担軽減の観点からも、ICTを活用したリモートでの介護認定審査会の実施について検討を進めた。	①改選時の84名の委員確保が難しくなっており、関係団体等との連携を強化していく。 ②より簡素化の効果が得られるよう、他自治体の取組状況も参考にしながら検討を進める。 ③介護情報基盤の連携開始を見据えながら、ICT等を活用した介護認定事務の効率化について検討を進める必要がある。

(3) 認定についての相談体制

取組状況	課題や今後の対応
①地域包括支援センターや居宅介護支援事業所等との連携により、高齢者やその家族等の心情に寄り添った総合的な相談対応を実施した。 ②要介護(要支援)認定申請を含めた介護保険に関する17の手続きについて、マイナポータルのぴったりサービスで電子申請が可能となっていることを山形市公式ホームページで周知した。	①今後も連携を密にし、適切に相談対応を行っていく必要がある。 ②今後も市公式HP等により、さらに周知を図っていく。

2 介護給付の適正化

(1)国の主要3事業等の推進

取組状況	課題や今後の対応
①要介護認定の適正化(国の主要事業) ○認定調査を委託した施設・事業所等に対し、検証調査を実施した。 【実施数】 令和7年度 57か所(目標値:概ね40か所) 計画期間内に全ての対象施設等に実施できるよう体制を充実させた結果、目標を大幅に上回る検証調査を実施できた。 ○委託した認定調査の結果について、介護認定審査会の前に全件点検を実施した。 【実施数】 令和7年度 5,580件 ○厚生労働省が公表している要介護認定適正化事業の業務分析データを活用し、認定調査項目別の選択状況について、全国平均との比較分析を行い、分析結果を全ての委託事業所等へ周知した。 【選択肢の選択割合が全国平均と10%以上の差異があった項目数】 令和7年度(令和6年度分) 全項目74項目中、2項目 ②ケアプラン等の点検(国の主要事業) ア ケアプランの点検 ○居宅介護支援事業所を対象に、介護支援専門員が作成したケアプラン等の記載内容について、訪問調査等による点検を実施した。また、点検を通して、介護支援専門員に対して改善すべき事項の伝達や評価等の支援を行った。(実施数10か所(被保険者51人分)) イ 住宅改修等の点検 ○住宅改修、福祉用具購入・貸与について、申請書類等による点検を行うとともに、必要性に疑義のあるものについて、訪問調査等による点検を実施した。(実施数7件) ③医療情報との突合・縦覧点検(国の主要事業) ○適正な給付を図るため、山形県国保連合会に委託し、重複請求を防止する視点で医療情報との突合を行うとともに、提供されたサービスの整合性、算定回数等の点検を行った。	①要介護認定の適正化 ○委託において実施された認定調査の全件点検を継続する。 ○認定調査を委託した全ての介護保険施設等及び居宅介護支援事業所等に対し検証調査を実施し、累計実施率100%を目指す。 ②ケアプラン等の点検 ア ケアプランの点検 ○今後も効果的に実施していくことができるよう、点検に必要な専門的な知識や経験、有効な資格を有する職員の確保に努める。また、研修会への参加などにより、職員の知識の習得や技術の向上に努める。 ○効果的・効率的にケアプランの点検を実施していくため、対象の選定にあたっては、引き続き、介護給付適正化システムの給付実績帳票を活用していく。 イ 住宅改修等の点検 ○引き続き、必要性に疑義があるものを対象として、訪問調査等による点検を実施する。 ○今後も継続して適切に実施していくことができるよう、点検に必要な専門的な知識や経験、有効な資格を有する職員の確保に努める。 ③医療情報との突合・縦覧点検 ○効果的・効率的に事業を実施するため、引き続き、山形県国保連合会に事業を委託し、不適正な給付の過誤調整処理を適正に実施していく。

(2)適正化事業の推進方策

取組状況	課題や今後の対応
①指導監督の推進 ○運営指導及び集団指導において、制度内容及び介護報酬の適切な請求について指導した。 ○介護給付費適正化システムの情報を活用した運営指導及び監査により、事業所のサービス提供を確認した。 ○介護サービス利用者等からの苦情、事業所職員等からの通報について、事実確認を行うための指導、監査及び立入検査を実施した。 ②適正化の推進に役立つツールの活用 ア 地域包括ケア「見える化」システム ○「見える化」システムを活用し、認定状況や給付実績について、全国平均や県平均、他都市との比較を行い、山形市の状況を確認した。 イ 介護給付適正化システム ○効果的・効率的にケアプラン等の点検を実施するため、対象の選定にあたっては、山形県国保連合会の介護給付適正化システムから出力される給付実績の帳票を活用した。 ウ 地域ケア会議 ○自立支援型地域ケア会議を活用し、介護支援専門員が抱える支援困難な個別ケース等について、地域包括支援センターが中心となり、多職種が協働して自立支援に向けたケアマネジメント支援を行った。 【実施数】 令和7年度 56回	①指導監督の推進 ○計画に基づく運営指導と必要に応じた監査を実施し、利用者に必要なサービスが適切に提供されるよう指導監督を行う。 ②適正化の推進に役立つツールの活用 ア 地域包括ケア「見える化」システム ○引き続き、「見える化」システムを活用した自己分析を行い、適正化事業を効果的に実施していく。 イ 介護給付適正化システム ○引き続き、効果的・効率的にケアプラン等の点検を実施するため、介護給付適正化システムを有効に活用していく。また、当該システムの活用に向けた職員の知識の習得や技術の向上に努める。 ウ 地域ケア会議 ○地域における自立支援に向けた適正なケアプラン作成を推進するため、引き続き、自立支援型地域ケア会議を活用して介護支援専門員に対するケアマネジメント支援を行う。

2 介護給付の適正化

(3) 計画的な取組の推進

取組状況	課題や今後の対応
①山形県の取組との連携 ○山形県が主導する研修会等への参加、山形県担当者への照会・相談により、介護給付の適正化に関する知識の習得や技術の向上に努めた。 ②体制の整備 ○適切に業務を進めることができるよう、専門的な知識や経験、有効な資格を有する職員の継続的な確保に努めた。また、①の取組により、職員の知識の習得や技術の向上に努めた。 ③PDCAサイクルによる事業展開 ○介護給付適正化に係る事業について、具体的な数値目標を設定し、その達成状況については、「地域包括ケア推進協議会」の場で報告し評価を受け、次の取組につなげた。 ④受給者の理解の促進 ○受給者やその家族などから寄せられる介護サービス利用に係る相談等に対して、適切な介護サービスの利用について情報提供を行った。 ⑤事業者等との目的の共有と協働 ○事業者に対する集団指導やケアプラン等の点検などを通じて、適切なサービス提供に向けた助言や情報提供等の働きかけを実施した。	①山形県の取組との連携 ○引き続き、山形県が主導する研修会等への参加など、県の支援措置を積極的に活用していく。 ②体制の整備 ○引き続き、専門的な知識や経験、有効な資格を有する職員の確保に努めるとともに、職員の知識の習得や技術の向上に努める。 ③PDCAサイクルによる事業展開 ○引き続き、取組状況やその効果を確認しながら、PDCAサイクルによる取組を継続して展開していく。 ④受給者の理解の推進 ○引き続き、受給者等との相談対応や広報等により、適切な介護サービスの利用について啓発を図る。 ⑤事業者等との目的の共有と協働 ○引き続き、適切なサービス提供に向けた様々な働きかけを行っていく。

3 保険料の公平化

(1)負担能力に応じた所得段階別保険料

取組状況	課題や今後の対応
①第9期計画期間においての第1号被保険者保険料の設定状況 ・所得や世帯の課税状況等に応じて段階別に設定。 ・所得段階を、国の標準段階と同じ13段階に設定。 ・第4段階を除く所得段階別の乗率を、国の標準と同じく設定。第4段階の乗率については、第8期計画に引き続き、0.9から0.85に引き下げ。 ・第1段階から第3段階(住民税非課税世帯)の保険料は、消費税を財源とする公費により保険料額を軽減。 ②令和7年度の取組み 令和6年の老齢基礎年金(満額)支給額の増額改定により、年金受給者の介護保険料負担が重くならないよう見直された国の制度改革(令和7年度の介護保険料における収入の基準額の一部を80万円→80万9千円に改正)に対応したシステム改修を実施し、介護保険料の賦課等を適正に処理した。 また、令和7年度税制改正に伴う、介護保険の制度改革に対応したシステム改修を実施した。	令和7年度税制改正に伴う、介護保険の制度改革の内容に対応した、令和8年度保険料賦課を適正に行う。 また、引き続き保険料の公平化を図るため、国の動向を注視しながら、来期の保険料設定について検討する。

3 保険料の公平化

(2) 保険料の収入率の向上

取組状況	課題や今後の対応
①保険料の納付啓発 ・広報やまがたや、未納者の連帯納付義務者への通知等により、被保険者と家族の納付意識の啓発を図った。 ・令和7年度から新たに再任用職員を1名配置し、訪問による納付啓発を実施するなど、保険料徴収対策の強化を図った。 ②被保険者の状況に応じた納付相談 納付相談の際、速やかに完納することが困難な者には、その者の状況に応じた分納計画を立て、納付を促した。 ③口座振替制度の利用促進 普通徴収保険料の口座振替を推進するため、納入通知書に口座振替依頼書を同封した。 【口座振替率】令和5年度 30.5%、令和6年度 29.2%、令和7年度27.6% ④コンビニ・キャッシュレス納付の導入 保険料を納付しやすい環境を整備するため、令和6年4月1日から「コンビニ・キャッシュレス納付」を導入し、納入通知書等での周知により利用促進を図った。 ⑤資力がある滞納者への対応 資力があるにもかかわらず滞納している者については、納税部門と連携して適切な滞納整理を行っている。(令和7年度は財産調査の結果、滞納処分には至らなかったが、その後、自主納付につながったケースもあり不納欠損額の減少に影響を与えている。) 【令和7年度収納率】 全体収納率 98.95%(過去最高) 前年度比:0.14%増 ▶現年度分 99.59%(特徴100%、普徴95.00%) 前年度比:0.01%増(普徴:0.27%増) ▶過年度分 24.05% 前年度比:4.03%増	①②引き続き、制度の理解と納付の必要性について周知するとともに、個々の状況に応じたきめ細やかな納付指導を実施する。 ③④口座振替率は令和5年度をピークに低下傾向にあるが、コンビニ・キャッシュレス納付を導入したことで収納率は向上している。引き続き、口座振替制度の利用促進を図るとともに、コンビニ・キャッシュレス納付についても周知及び利用促進を図る。 ⑤資力があるにもかかわらず滞納している者に対しては、納税部門と連携して滞納処分を含めた適切な滞納整理を実施する。

4 利用者負担の公平化

(1)負担能力に応じた介護サービス利用者負担割合

取組状況	課題や今後の対応
○国の判定基準に基づき、利用者負担割合を適正に判定した。 ○所得等に応じた利用者負担について、利用者の理解を得られるよう、山形市公式ホームページや「介護保険と高齢者保健福祉の手引き」等において周知するとともに、窓口や電話での問い合わせに対して丁寧に説明を行った。	○引き続き、適正に判定するとともに、利用者の理解を得られるよう丁寧な周知及び説明を行っていく。 ○利用者負担に係る国の制度見直しの動向を注視し、必要に応じて適切な対応を進めていく。

(2)利用者負担軽減制度等の利用促進

取組状況	課題や今後の対応
利用者負担の軽減を図る次の各制度等について、適正な利用の促進を図るため、山形市公式ホームページや「介護保険と高齢者保健福祉の手引き」等において周知するとともに、窓口や電話での問い合わせに対して丁寧に説明を行った。 ①高額介護サービス費 支給人数：延べ40,398人 ②高額介護サービス費貸付事業：利用なし ③高額医療・高額介護合算制度 支給人数：延べ2,833人 ④特定入所者介護サービス費にかかる負担限度額認定 特定入所者介護サービス費支給人数：延べ15,945人 負担限度額(特定入所者介護サービス費)認定者数：1,524人 ⑤社会福祉法人による利用者負担軽減制度 社会福祉法人に補助金を交付：20法人 確認証所持者数：357人 ⑥介護保険利用者負担助成事業：利用なし ⑦福祉用具購入と住宅改修の受領委任払い 利用割合：福祉用具 40.7% 住宅改修 77.1%	○引き続き、軽減対象者が確実に申請を行い、軽減を受けられるよう、丁寧な周知及び説明を行っていく。